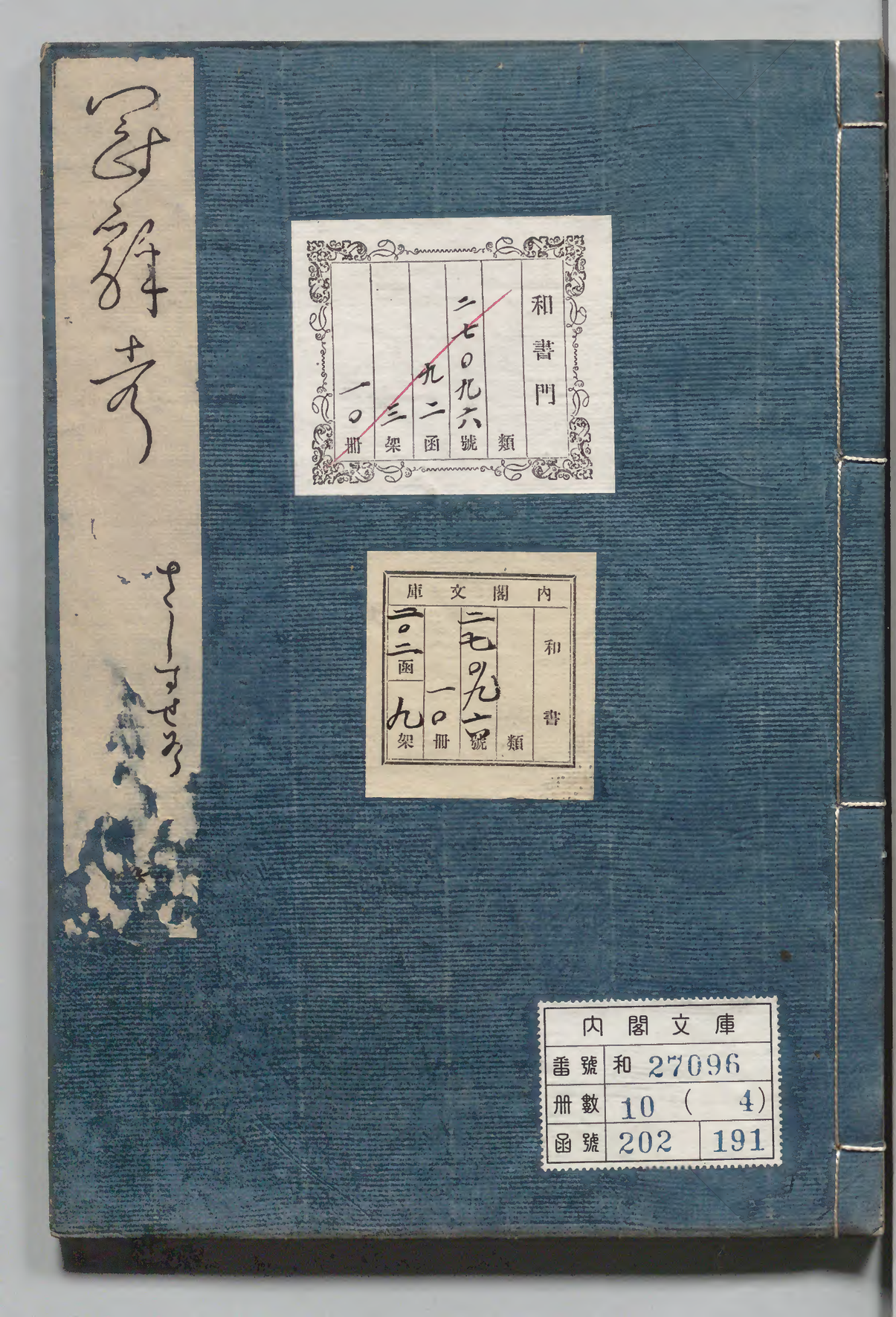

和書門
類 二七〇九六號
函 九二
架 三
冊 一〇

内閣文庫
和書
類 二七〇九六號
冊 一〇
函 九二
架 二〇

内閣文庫
番號 和 27096
冊數 10 (4)
函號 202 191

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

佐志須世曾

○佐部　十八

さゞれ　下のさは

さゞれかふこ　下のさは

さゞれ

さゝくれ

さゝろれ

さつぐの

さゝ名の

さまくれ

さき作ろ

さくらもの

さひづるや

さゝかふの

さゝやぎ

さねづゝ

さくゝろ

○志部　十九

さゝれ

明治三十二年購求
東京帝国大学
藏書記

ちゝぬ火の
ちかざる
ちろ〳〵乃
ちゝまのゆゝ
ちぐゝろ
ちゝとりの
ちゝゆふ

○須部 二

すがのよ乃

○曽部 二

ちまき
ちづく
ちまくの
ちほづの
ちかどり
ちゝとほし
ちぬのち乃

ちまつ
ちまつ
ちかぞふ

冠辭考卷四

佐志須世曾

○佐部

さゝなみ　志賀　国津彦神　大津の宮　あきこやこ　大山ゝ　平山

萬葉卷一よ。又乃左散難弥乃。志我能太和太ゝ樂浪之思賀乃辛崎。卷二よ。人東神樂波之。志賀左射禮浪。敷布尓。卷七よ。神樂聲浪乃。西賀洋之浦能。云云。又集中よ樂浪乃とて。大津宮。故京國都。美神。大山守。平山。風おとゝ。きゝもりて。こゝハ近江の志賀郡よりある筱ゝ地よて。そこの大名ゝあるゝよ。きゝもりの所ゝよハ冠ゝ

今昔物語十五ニ
志賀ノ郡篠波山
篠波ノモ柄ノ山ニ
ル ハ、その波ノそこを
篠ありてふことを
別ふことなるうと、
そ法なよ小波の
るすとのこもし誤
アるんう
篠浪ノ篠道ノ
出もはる篠ノ兼の
間ん。

云云。欽明紀ニ、吉備使到千近江 發自難波津控引船於狹々波
山而。云云。天武紀ニ、會於筱浪。云云佐々 浪而探捕左右大臣、
とまりてしばらくさて筱ハ小竹ノ浪ニ借字ニ蘇
のこと。かよ。あびく物ニハつきくり。古事記ニ、應神志那
陀由布。佐々那美遲とよめり。篠蘇道ノ
ふ。篠ノ蘇ノ
ふ。弦を冠ーしめるもかりへ。かよ。
狹々ニ清て。ゆるくに。弦を近江の湖よりてさゞ波
てゆ。を冠ーしむ。ゆつるハ。ーかゞ。その浪のこと
波とハ。巻二ニ左射礼浪。巻十三ニ海邪礼浪など。下の

さの浪ることをさてもそもそもり。かの神楽波之志賀佐
射禮浪とよめるもそも。上の神楽波。可ーなるべきと。
○筱ハ。ふしを神楽聲浪とも。ハ。古へ神楽ニ。
ひ物のこと。故あるべし。ふしを篠波てよ。ふしあり。ふしなど。
いと上つ世のこと。ふしぬべ。古ハ別ことなり。
さて神楽浪。樂浪ハ。ど出を字ニ。衆ニ。器きくもの。
山集ニハ。さゞ多し。嵐ハ山下出風と出べきと。山下風
とも山下ものこもも出べる類や。
さゞれ波 いそのかぜ
万葉巻三ニ。小浪。磯越道有。能登瀬河。音之清左。多
藝通瀬毎尓。こゝ。小波の磯を越といひ。

[illegible]ゆゑ[illegible]ゆゑ[illegible]ゆゑ

弓槻嵩ハ巻七ヨ。痛足河々浪立奴巻目之由槻我
高仁雲立有良志とよめハ大和國城上郡ヨあり。
さゝなみ　ひもゝ　いろ
万葉巻三ヨ。狭丹頬相吾大王者。巻十ヨ左丹頬経妹
手念登。巻七ヨ。旋頭雑豆臘。漢女手座而。巻十三ヨ散釣相
君名曰者。ゝゝこゝゝ左ゝこゝ也。丹つらゝ巻七
ヨ。字赤土山跡之宇陁乃真赤土。左丹著者。巻十六ヨ丹津蚊
紅色丹ゝヨ。又他色ヨ丹著ゝゝ。ゝゝ回ゝゝゝ。ゝゝ
通ハ丹延てゝつゝヨ。さて紅やうゝヨつける紅
ゝゝゝゝて他国ゝ紅紅とゝゝゝ。又人なゝゝゝ。巻

六ヨ。之具禮手疾。狭丹頬歴。黄葉散乍。巻十一ヨ。散頬
相色者不出。巻十二ヨ。左丹頬合。紐開不離ゝ。紅ゝ
ゝゝゝゝ　ゝゝゝ　ゝゝゝ
ゝゝゝゝ　ゝゝゝ　ゝゝゝ
ゝゝゝゝ　ゝゝゝ　ゝゝ

[illegible]

さゝ[illegible]乃　あさ[illegible]て

万葉巻一ニ・輕皇子宿安騎野時人麻呂　坂鳥乃朝越座而云云

谷のまぐしに宿る[illegible]鶴ハ鳴て山の

[illegible]

[illegible]

山の[illegible]

坂[illegible]

さゝ[illegible]乃　くゝの[illegible]

元恭紀ニ・衣通姫天皇　和[illegible]

利佐瑳餓泥能區茂能於虚奈比虚豫比辞添辞

毛古今和歌集ニ今十者と俗ニ[illegible]

[illegible]

餓泥蜘蛛之別名也言其體如蟹住左々原故云てハ

[illegible]

[illegible]

本草ニ蒜雞桑牛[illegible]類[illegible]且古ハ蟹

をかにと云て人の[illegible]

金ニ[illegible]

云一名長蹄荊州河内人謂之喜母此蟲来著人衣

當有親客至有喜也。この詞は仰せられ。されど元茶の御
時まで他の国乃まの[illegible]て久しくかぬはもとより
[illegible]のまさ[illegible]ん。
さぐくなるを　さぐくぬるを　さぐこぐる

万葉巻三に五月蠅成驟騒舎人者。巻五に五月蠅
成を李周と訓
[illegible]ハ如[illegible]
[illegible]
奈周。佐和久兒等遠。宇都豆々波。云々。[illegible]五月[illegible]
蠅の驟ぐりさわぐ時なれば[illegible]てり。古事記
に。於是万神聲者。狭蠅那須満万妖悪發。神代紀に
も。夜者若燿火而喧響之晝者如五月蠅而沸騰之。
さきくちの　ふる
つ

万葉巻五に。憶良三枝之中尓平称年登。云々。この
き草は福草のなりて一つの茎の末に三の枝あり。
さて三つなるものの中なるとまれに[illegible]に三葉
の中なる云々。[illegible]。○古今和歌集の序に。
さきくさの三葉四葉に成ぬれば[illegible]
[illegible]
その三枝のなりて神祇令に。三枝祭。義解云。謂平川社祭也。以三枝華飾酒罇祭故
曰三枝也。もの[illegible]姓氏録に。顕宗天皇御世云々。三莖之草。生於
宮庭。採以奉献。仍負姓三枝部造云々。治部式に福草。
瑞草也。朱草。別名也。生宗朝中和名欲に葛。音娘。和名佐木久佐。日本紀私記云。福草。草枝々相

値葉々相當也と日本紀の人の名なる福草と書てさ
きくさと訓り[illegible]福草なるよ
明[illegible]左の式と和名抄[illegible]他の物の名
かとそ[illegible]ふ[illegible]ハ華ことの
華川[illegible]用る三枝花さゆり花なるべしとなり
ゆりハ一本の末に三つの枝ひらけ[illegible]草の名
なのおもしろ[illegible]近くかの福草の撰て用る
なり[illegible]のゆゑを古事記に神武條伊須気余
理比賣命之家在狭井河之上云其河謂佐韋河由者於
故取其少由理草之名為佐韋河也少由理草之本名云佐韋草佐紀草

少由理草ところ
ゆと今本ハ山
と[illegible]誤

音相通ひ理[illegible]也[illegible]四月[illegible]
利の[illegible]ハかの御[illegible]
[illegible]生[illegible]利なりけん

○[illegible]十[illegible]春去先三枝華令在てハ[illegible]の文の[illegible]○[illegible]ハ樣
て造[illegible]なり[illegible]
[illegible]

他の物と宗[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

さゝやものぐ

ぬるるあづさを

万葉巻十三に挽冬朝者刺楊根張梓矣御手二所取
賜而所遊云云こゝに楊の枝を土[illegible]に[illegible]根を
張て[illegible]根張とつゞけ[illegible]て
梓ハ弓[illegible]

[illegible]

推古紀ニ、厩戸皇子、命ノ片岡ニ遊バシテ、於夜那斯爾那禮
奈理雞迷夜佐須陀氣能枳弥波夜那祇云云

[illegible]

[illegible]

流波毗呂久麻加斯毋登尓波、登ノトニハ帯ノ字ノ誤リカ、伊久美陀気
遊斐須恵幣尓波多斯美陀気淤斐云云、この伊久美
陀気ハ、上の久麻加斯の久麻ニ対シテ、[illegible]

梁王の竹園、晉王徽之ノ竹君ヲ愛スルノ故事ニ、[illegible]
子の竹ヲ愛スルモ、[illegible]

多斯美陀氣ハ、立繁竹ナルベシ、[illegible]

巻十一ニ、制竹齒隱有トシテ、巻三ニ、皮為雕寸久来
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

のとハ因幡のくにのうつまなぐうぶせ

くゞもり・こりり・くゝ母・くろき・くゝきわどいつゝ旨

と同じ法あゝと・或ハ熟・或ハ用・或ハ熟・或ハ熟・ちゞて・

その名となりくゝ母・くきしバ母のくゝ母ゞ・ちくゝ作る・

こゝろりよくゝ面ゞくしき・えゝて・そのこゝろりとき・

よ面りてつゞくゝ母・ゝくゝ母・ゝくゝ母・ゝ

○巻十一ヨ。刺竹(サスタケノハ)歯隠有(ヨミリニタル)吾背子之(ワガセコガ)吾許不来者(ワガリニヲズハ)吾将
慰(メヤモ)八方(ヤモ)。寄物陳思。菅小竹(スゲシヌ)女郎花(ヲミナヘシ)葛冬草(クズフユクサ)
ゆゑよ。寄草。ものの中ヨリ入。寄草。ものの中ヨリ入。寄草。
ハ寄雑ヨハ。ものの。
ものとしてよめるを。その男乃人目思ふ。
右の制作のことばとつゞきをもて。一つの様ヨ作り。
或説ヨ歯隠有を。ものかくれると訓て。宮中ニあるヲ人ヨ。
ものハ作ル。さハバ此ものヨ。
又。ものの作の。
ものとして。
さき作乃　ゆゑひよりく　ゆゑひよりく
万葉巻七ヨ。吾背子乎(ワガセコヲ)何処(イヅコカメト)行目跡(サキダケノソガヒニ)辟竹之背向尓(ソガヒニ)
宿之久(子シクイ一シクヤシモ)今思悔裳。こゝそさきとゝくひと。この歌ハ。
冥セリ。この歌ハ。
東ものの。
可奈思伊毛乎(カナシイモヲ)伊都知由可米等(イツチユカメト)夜麻須気乃曽(ヤマスゲノソ)
我比尓宿之久(ガヒニ子シクイ)伊麻之久夜思毋(イマシクヤシモ)
ヨ。ものも須気と。我比と。
ものの。
ものとして。
今。
一つの。
ものハ。
ものとして。
ものハ制作ル。背向(ソガヒ)
さ袖のづ　のちよりあとゝ

万葉巻二ニ狭根葛後毛将相等大船之思憑而云云

巻十一ニ接葛後相夢耳云云こゝかづのもゝしひ別

てハ求のまゝ[illegible]

[illegible]ハ巻三ニ葛根事云なゝ[illegible]

○さねづゝハ和名鈔ニ五味佐祢加豆良皮肉甘酸樣中辛

苦都有鹹味故名五味とあるニ古支記ニ佐那葛の

根を舂て[illegible]滑汁を養椿[illegible]大山守命の踊ハ

[illegible]ゝ[illegible]ゝ設ら[illegible]今を椿[illegible]

用ゝ清まゝ汁の[illegible]

[illegible]

頭白の[illegible]

[illegible]

[illegible]

さゝらがゝ

元慕紀ニ大御歌佐瑳羅餓多通之枳能臂毛弘等枳舎

気帝云云らの帯ハ孝徳紀ニ大伯仙錦小伯仙錦織

部式ニ小花錦[illegible]小文の錦をゆべし[illegible]

[illegible]

男[illegible]少[illegible]

○[illegible]文を[illegible]式ニ菱形錦車形錦[illegible]

○継體紀ニ倭我於朋枳美能於麁細屢婆佐羅能美

於保須武須佐能雄例云云

○つぶてとは小石をなげうつものなり。つぶてはつぶぬく男なるべし。

上の大伴家の万葉の歌十巨麻呂思吉比毛登伎佐気

立てをあんせうよやんどもとあるは帯なり。錦を

用ひしあるべし。且よりも乃ちふまは比毛といふる所帯

のまきあるべし。神代紀に衣帯をころもひもと訓ずる

古へは帯ひもを結をおなじ事にしてひもとも。

○又太の大伴家の歌に初めを袖中抄にをぐるまの歌として月面小

車とあるは風俗の事は今は説なしといひ。伊勢物語式帳に

刺車錦被あり。式刺は借字にて小のえう。車は大の小車の歌

に同じきにて車の字を畧て小形錦とよめるなるべし。

さくらを乃　又かくさを

万葉巻十一に櫻麻乃芋原乃下草云云巻十二に同じ

つぶをのあり。原とあり。今はさくらあさと訓ずれど古今六帖

にはさくらとあるとよめり。さくらまゝ麻もしるべきて

さくらてのもとより出る麻をしばとりとり。今東のかたに

あるべかめるとやどりつぶなり。麻なりでも麻の事歟。

こゝにまぎれ布を信濃布陸奥などの名あり。且さくら

てつを尾張をも乃国あるべし。芋もあるもあり。他の国に

をもあるべし。二の巻の下の歌を増つゝ国家

或人さくらゝ
似くもゝ花ぞ麻
とさくらゝあさ
とよむるはあ
さうの説く。

人のうちるなりぐくゆゆ所のもとハ所の名なり。

○ちる樺桜道ハ。ら波かよハ。ちと訓んう。巻六ニ人櫻皮

纏作流舟とよ。和名抄ニ。樺（和名加波又加仁波今桜皮有之）といひつ

ち。ちかバ作る用る樺皮と今もかバらふといふ。ちと

ちと。ちと撫ありてとちと。ちと伝ふ。ハこ麻ニ。ちきあ

ちきあり。その集きとかゆとといふべきや。源氏物語

などにもあり。とちとかゆとちとも。そのなのなり

ちるのうちあ。で。落ちるの花の多ちりて

多ちぬ。きなり。

○麻原ち麻の生る畠ちと。神代紀にあちよ。ちとを

栗田豆田とちとむ人ちよ。原のちハ集中ニ茅原と

出ちち。草の生る所なり。麻ふ畑ちちり。麻ふ畑ちちと原

と書ちち。ちぶ。ちぶ。

さくしの　ゆゆ　ゆゆのや　ゆゆ　ゆゆの

古支記ニ。壮二柱神者。幷条佐久久斯侶。伊須受能宮。

思金神手力男神二神也。ちる神功紀ニ。析鈴五十鈴宮云。ちちつ

のふし。先鈴ちて今ちちと析ちる口ちちあ。析鈴

といふ。釧ちち。既久部ちちあく臂の環ちし。鈴具

ちちちちひ著人ちて。析といふ。ちちと

思人ハ。ちちと久志ちと鈴をひつ物ちらひ。ちちん。

ひとつの金鈴を附す。鈴は鳴りて音ありこゝろ
ちなり。記は女鳥王所傳御手の剣の事を紀は同し
王の足玉手に巻とり。履中紀は仲皇子の手鈴と墨媛の
家とを忘れたりとあり。此の自ら鳴る剣の云
とは。然まとい剣は鈴を附つくれあれがその鈴乃
[illegible]
志ゐ[illegible]の條をむかへよ。
○五十鈴とは数くの鈴をいふなり。
五十鈴宮は伊勢の神宮の事なり。
さゝぎ乃　くさのもの

万葉巻六に指進乃栗栖乃小野之萩花云云。こゝ荷
田大人のいふくさゝぎは仮くとりひきなりと。
仮て考るに和名鈔工匠具に墨斗都保久須美と墨縄切韻
云以筬為筆曰筴和名須美久之と訓べきなり。
以竹筴書文字今工匠墨筴是。この[illegible]
[illegible]
縄とゆるくるくるのあるなり。[illegible]
[illegible]
流[illegible]事の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

栗栖乃小野ハ和名鈔ニ大和國忍海郡ニ栗栖郷あり。

さひづるの[illegible]

万葉巻十六ニ佐比豆苗夜幸雄ハ蓍云云。既挙ト言佐敝久加良と[illegible]ハ佐比豆苗と佐敝久ハ皆固ト言ふ。○幸雄ハ韓雄也。和名鈔ニ雄賀良牛須踏蓍ハ異也といふ。

㊀志部

つくし

萬葉巻五ニ斯良農比筑紫國ハ巻二十ニ之良奴日筑紫國波巻三ニ白縫筑紫乃綿者云云。この[illegible]ハ景行紀ニ自葦北発船到筑紫と続紀ニ[illegible]ハ景行紀ニ自葦北発船到筑紫ハ肥後國紀和名抄ニ[illegible]

古事記上ニ筑紫國ハ謂白日別豐國謂豐日別肥国謂建日別云云[illegible]

火國ハ於是日没也夜冥不知著岸遥視火光天皇詔火是誰人之火也然不得主茲知非人火故名其國曰火國。

挾抒者曰直指火處因指火往之即得著岸天皇問其火光處曰何謂邑也國人對曰是八代縣豐村亦号其國之海上ニ火の光[illegible]ありと云ふ。[illegible]人ニ問へり。

[illegible]

白絹と云ハ
借ヤウノヨウ

万葉巻十三ヨ。人麻呂家集志貴島倭國者事霊之所佑國叙ヨ

式嶋之山跡之土丹巻九ヨ。天平元年磯城島能日本國乃

石上振里尓云云。ヨロ崇神紀ヨ三年九月遷都於磯

城是謂瑞籬宮。欽明紀ヨ元年七月遷都倭國磯城郡

磯城嶋仍號為磯城島金刺宮トアリテ二代ナガラ磯

城ヨアリシ事ヨリ磯城島金刺宮ヨリ

大和の国の今一つの名ハ如何ヨ。仍て後ヨリ所の

都トアリテモ何ヤラ国ヲ冠ラセテアルカラン。

大和良国トアリテハ既ヤ国ヲ冠ラセテ之奇島絲人

若和禮自久ヨリ都ヨリ所の名の一

国の名のあくまでハ大和ヨリ一国の名なるが故その

自国の名のあくまでハ古へハ大和ヨ都ヨリ

つまハ又畿中ヨ大和の吉野離宮ヨ。やまとハ

後世ヨ云フ国を武蔵の名と云ハ
られ事ヨリ又ハ
てやまとの名ヨ

さて一国ハ国ヨ大和の国の名ヨ都ヨ

云ヒ

推古紀ヨ。厩戸皇子命。斯那提流筥多烏筒夜摩尓萬

葉巻九ヨ。河内国の級照片足羽河之巻十三ヨ。師名立都

久麻尤野方云云。この紀ヨ物ヨ解ヨ

[illegible]神武紀ニ磐余之地舊名片居（新居ハ北云井伽哆菱）亦曰片立（片立ハ北云井伽哆々知）とあり山城の山階ニ和
[illegible]坂ハ[illegible]階ニ[illegible]逆の[illegible]ハ科坂在て[illegible]冠婚の
[illegible]後き愛発の坂[illegible]の階ニ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]○照[illegible]傍[illegible]て[illegible]
て氏流とい[illegible]ハ右の師名立と[illegible]て
押照あ[illegible]と訓べ[illegible]押照難波ハ襲立浪速て[illegible]
[illegible]押て[illegible]墨き[illegible]照と傍て[illegible]ど今ての按ニな
[illegible]○右の[illegible]師名立都久麻ハ[illegible]地
[illegible]の[illegible]

見と今本ニ[illegible]
[illegible]く訓ハ誤ル

片岡山ハ諸陵式ニ[illegible]河内國石川郡とあり○片
足羽河ハ同國の交野郡ニて安寧天皇の片鹽浮
穴宮所ありし○筑摩ハ蚊多布久麻佐野方
息長之遠智紙小菅とつゞけて筑摩息長ハ近
江ニ[illegible]ハ[illegible]田と邑智ハ河内ニも[illegible]河内の磯
長ハ[illegible]息長と同ニ[illegible]ハ[illegible]ハ地
[illegible]河内の[illegible]こハ[illegible]

万葉巻十七ニ之奈射加流故之乎遠佐末乎伊泥底許
之巻十八ニ之奈射可流故之紙吉美良等巻十九ニ

之奈謝可流越尓五箇年住々而射のほゝ留りうゝ謝まくれハ留るべきゆゑ
ゆゑ安志比奇紙山坂越而去更年緒奈我久へ科
坂在故志尓之須米婆云云物あり
語るひろく諸の國より冠〳〵ありこの志奈謝加流々
めぐ紙の出るのゝ〳〵ゆゑ尓ハ左の科坂立とゝ
ゆゑ尓よりて階坂ある紙の出るゆゑ言とゝべし
徒及ぶる雲衆の関路を始として遠く階坂多き
國也聖ハ信濃國を古々科野と書るの郡ゆる埴
科更級あり波閇科素科あるゆゑ神社ゆゑハ
山ゆゑ級坂あるハ地の名とあり〳〵ゆゑ思ひ合すべし

志〳〵ゆゑ
万葉巻三ゆ坂上郎女祢久堅之天原従生来神之命天忍
日命と奥山乃賢木之枝尓白香付木綿取付而斎戸手
忌穿居巻十二ゆ寄物陳思白香付木綿者花疑事社者
何時之真坂毛常不所忘この手綿を白髪ゆ似る
牡あしハ志〳〵づゝと冠もりひ〳〵付ゝその物ゆ似る
付ゝの物ゝ
○巻十九ゆ遣唐使ゆ大御酒賜ゆ四舶早還来等白香著
時孝謙大御ゆ
咲裳裾尓鎮而将待こゝも手綿を白髪とのゝ〳〵ハ
志〳〵と回〳〵ゆゑ尓ハ蒙ゆゑ手綿を佩ゆ著ゆゑ

[illegible]・木綿を作りて着て仲裔まで無つ[illegible]人を[illegible]斎戒の時のごとく[illegible]れハ[illegible]ものの著ハつひく訓

[illegible]

[illegible]

万葉巻四よ・阿部朝臣奥麻呂

倭文手纏・数二毛不有・身持奈

身持を今おもふ身持しらぬハ考のまを考て[illegible]

何幾許・吾恋渡・巻五よ・貧窮問答

倭文手纏・数毋不在・身

二波在芽・千年尓毋何芽・意毋保由毋加毋・こハ倭文手ゝ布[illegible]織ん料の苧くゝのもきハ・数[illegible]

○まゝ倭文の文を文とを[illegible]

数とつゞきて・[illegible]多の人数[illegible]

[illegible]の通よ[illegible]

○巻九よ・菟原処女か墓をよめる

倭文手纏・賤吾之故・丈夫之荒[illegible]

見者・[illegible]・こゝて数[illegible]いとゞ面よ倭文の[illegible]を賤[illegible]

倭て・即[illegible]・[illegible]・[illegible]・右三首とゝ[illegible]

古今集よ[illegible]人古への倭文の苧環[illegible]

を思ひ[illegible]

○倭文ハ古への文布にて・賤のきゝの[illegible]

ど・古の[illegible]ハ・[illegible]

古今集よ[illegible]倭

物[illegible]

かの倭文布とかゝん料の紡麻ハ・[illegible]を虚[illegible]を園[illegible]

苧環と云[illegible]・苧を[illegible]・古事

記ニ以閑蘊紡麻貫針刺其衣襠ニ云和名鈔ニ巻子
閑義閑巻所傳績麻圓巻名也
云ふ人の綿もしきまよ
似れハ
ちりいりん

附てら

倭文てハ布のすハ神代紀ニ倭文神建葉槌命云云
倭文神此云斯圖利我未古語拾遺ニ天羽槌雄
命倭文速織文布ト云ふ
祖也

かくて倭文を去へ
ふるゝ中ニ武烈紀ニ於哀枳泝能泝於宗紙
之都波袍夢須寐陀黎陀黎耶始比登謀阿避於
謀婆儺俱你萬葉巻十一ニ去家之倭文旗帶乎

結垂執云人毛君者不益
結垂誰之能人毛君尓波不益
古之狹織之帯乎
此狹織ハ昂倭文の狹く織るもの
狹織の事
之倭文幡乃上の旗幡
帯解替而云云此四首ハ巻
せもとりあり狹織やまき巻十三ニ
乎手取持而巻十七ニ神社尓底流鏡之都尓等
里蘇倍己比能美底云云延喜式ニ神祇ニ
能大御心毛云云臨時祭式同度の注文ニ倭文二
端長各一丈四尺
廣二尺二寸
賦役令の布のこと
四寸なれハ大きく似たり

倭は神武天皇の時より上つ世より
のこれる名なり方言なれば古へのこゝろと
なり且皇朝の古へ文あり布を文と
いひつゝ文の字を釋日本
紀にこの古語拾遺の文布のことを挙て次の
たゝ建久諸祭興行之時大蔵省年預申狀
有青筋文之布也とこれを実に古へのものなり
ゆゑにハ倭文織て物の地あゝ或
人は倭文を倭錦とつゝけたるハ
へるなり武烈紀に大君の御帛の倭文を

集中に倭文のことゝ見えたるまゝ
よく魏志に武帝
より粗布を賜
ふ人ありこれ
即古の倭文なり

殘ひゝめとゝろ〳〵ハ倭やんごとなき御帛なり
又万葉巻一に雄略大御歌
児を須見とよもせゝ岳尓菜摘須児須ハ志豆ノ反
胡床に立し倭文纏のゝ
紀ハ倭文ハ古へのゝ
賤の女を下づ男下づ女のこゝろなり

賤ハ下賤をこゝ
ろ〳〵多く
ふゝ図し

乾有とほしるゝ
細ハ集中に例
ゝ訓
ハ綿之吾衣袖裳通手沾泥

万葉巻一に持統大御歌白妙能衣乾有
麻衣著巻九に白栲之我衣手者
巻十三に白木
綿之吾衣袖裳通手沾泥
巻六に白妙之袖左偖所

いつすゝ　こゝ成道

皆木綿を分木
よ三ツ木と訓
さゝ成し

沾而巻立よ志路多倍乃多須吉手可気巻二よ白物之
天領巾隠云云こゝ白布の衣と云より神をまつり
すて禊も領巾も布もて丸ハつゝけり且多倍を凡
絹布を無つの名なり中よ白多倍と云ハ穀も織
まつる布をいふこゝ物忌ゝ穀布を
古へより神をまつる物忌よ下を絹よまゝ布つまと
無つの名なり穀ハ多倍を白くぬかつる事なり
のこなり穀ハ人ハ字なまつて白くぬかつる事なり
語の事ハ委しくハ先考徳紀よ其葬時惟
帳等用白布王以下小智以上方ゝ用庶人云可用麻布と喪葬

令義解よ錫紵者細布云云同集解よ不限布麻
細皂色布也云云こゝ万葉巻十三挽歌よ大殿
矣振放見者白細布飾奉而内日刺宮舎人方雪
穀をかちゝ訓ハ
ホノ紙よ送る団り
の多ゝ〜ゆゝ
訓ハ古俗

穂麻衣服者云云と多倍よりよ
ゝ事を知へし又古語拾遺よ植穀造白和幣植麻
造青和幣とあるよ神祇式よ明多閇照多閇と
和多閇荒多閇とも明和幣曜和幣とも
て白多閇ハ穀の皮もて造る布なるを志し○穀ハ楮也
榜ゝ云ハ枝の俗ゝ○多閇又ハ豆ヘ
故ゝ和多閇を和豆ヘとも
木綿ハ木ゝハ曲
と訓を分て角
と訓へきあまり

ゝて多よ白榜白木綿白細布ゝ

○細布ハ麁布ニ云ヒ同シ〻ヒ細ニ和ヒ布ノ総名ヲ云フ

又神祇令の神衣祭の集解ニ神服部ハ織ニ三河赤引神調糸神衣織作麻績連等麻績氏ハ和名抄御衣織奉ル式の和妙衣著服部氏荒妙衣者麻績氏各自製戒ニ九月一日織送ル云ヒ紵ハ絹ヲ和ス布ヲ云ヒ紵ハ絹ヲ和ス布ヲ云ヒ紵ハ絹ヲ和ス布ヲ云ヒ

○白多倍ハ右のわく白布のなり上つ代より用ゐる多し

細ハ細布ヲ略ス

巻三ニ白栲ニ衣取著而ハ

真白ニ云ヒ

巻一ニ栲乃穂ニ夜之

霜巻十三ニ雪穂麻衣服者ハ巻七ニ白栲ニ

丹保布信土之山川ニとよるあく栲のゝと白さう

保ヒ光を穂とりひろの白きを雪のなかとはみる

ゆきかゝるに泥そ白きるをとゝもあくるかをまで

万のゝ布を拵

巻七ニ白妙の雲庭白妙ニ

どゝへるハ白布のわくてゝ云ヒ

一ニ東細布従空と雪をいふ巻十

衣の袖

巻二ニ人麻敷妙乃衣袖者通而沾奴

巻十一ニ敷栲衣手離而玉藻成靡可宿盤和乎待

難まゝ敷細之衣手可禮天巻十七ヨ之伎多倍能
蘇泥可幣之都追宿夜於知受云云こハ夜の衣袖ヨ冠らせり
○巻一ヨ敷妙之枕之邊忘可祢津藻巻二ヨ布拵
乃手枕纏而巻十二ヨ布妹之枕毛衣世尓巻十一ヨ
敷細布之枕通而袖副沾奴こゝ夜の枕よつゞけり
枕ヨ冠らせり巻十一ヨ敷細ヨまゝ枕ヨこきむしヨろう
もゝ木ヨハかゝりゝゝ枕ヨくゝ巻ヨ敷あり
○巻五ヨ敷多倍乃登許能邊佐良受云云こゝ夜床
ヨいひうけるハ昼ハ夜の物なり
○巻三ヨ挽敷布細乃宅乎毛造同反ヨ敷細乃家従者
出而雲隠去寸こゝ寝衣より一ゝびうつりて物床

ヨつゞき二てゝび物りて巻ヨ所宿家ヨるいひうきゝ
下の條の敷藻相屋といの敷あり
嵐岩ヨるゝつゞくるゝ
○巻四ヨ田部檪子ヨ太宰ヨ任る時置而行者妹将戀可聞敷細乃
黒髪布而長牀夜乎こゝ床のこゝ夜
なるハ敷ヨ冠らせるこゝ物
又上の家ヨつゞきくゝ敷こゝて敷細布とゝ寝
衣の敷ヨ冠らしむるハ古支記ヨ牟斯支須森
尓古夜賀斯多尓多久支須森佐夜具賀斯多尓阿
和由伎能和加夜流牟泥乎云云一方葉ヨもゝ丞被古事記引

[illegible]
[illegible]訓しハ[illegible]
[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
なり[illegible]服(キモノ)[illegible]の[illegible]の衣とも[illegible]神祇
床[illegible]つくる[illegible]既に朱良引(アカラヒク)[illegible]のるのトまる
ゆく神祇令の集解に敷和者宇都波多也(ウツハタ)とある敷
絹布の織りのしぎまを言和名抄にやうるひるしハ
美織(ウツハタ)と[illegible]
[illegible]
万葉巻二に河島皇子薨時(カハシマノミコノミコトノ)[illegible]泊瀬部皇子(ハツセベノミコ)[illegible]
乃多田名附(ノタナツクヤハ)柔膚尚乎(スラヲ)剣刀於身(ツルキタチニソヘ)副不寐者(子ハ)烏玉(スバタマ)

乃夜床(ノヨトコ)母荒(モアル)良(ラ)無所(ナ)虚故名具(コヤナグ)鮫魚(サメ)天気(テケル)留敷(モアフ)藻(モ)
屋常念(イヘトオモヒテ)而玉垂(タマダレノ)乃越(ヲチノ)乃大野(オホノ)之云云(ヤヽ)この敷(シキ)ハ上條とも
[illegible]藻を[illegible]て[illegible]
いつく屋とつ[illegible]
ゆく史婦(フヒト)ハかを[illegible]つ[illegible]て寝(ヌ)まバ[illegible]巻十六に竹取翁(タケトリノオキナ)
拂者(タヘハ)経(テトル)而織布(スノヒニ)日暴(ナラフ)之朝手作尾信巾裳成者(ツクリラシキモナスハ)之寸
丹取(トリナス)為とあり[illegible]麻を織る[illegible]布の[illegible]
べきハ[illegible]の取(トリナス)仮とい[illegible]
下野国所進和名抄(シモツケノクニ)[illegible]内蔵寮式に氈十枚
諸國貢献の中の罰刻を義解に氈(カモ)之屬(ニテ)毛席(モウセキ)也とし

集中ニ加母(カモ)てゝ鞆(ホロ)ニ毛の皮を佐(サ)るなどと地(ヂ)名

上つ毋(ハハ)ゝ獸の皮を敷(シキ)て席とし。また毛をもて毛

をいて織(オリ)る席を用ゐしが中ニ。右卷十六のおな

じくも麻の糸にて織(オリ)たるなるべきか。

とゝ〳〵まのゆき

とゝ〳〵まのゆき

万葉卷十ニ。白檀(シラマユミ)弓。今春山尓(イマハルヤマニ)去雲之(ユククモノ)卷十一ニ。白檀(シラマユミ)

石邊山(イワベノヤマ)。卷十二ニ。白檀(シラマユミ)斐太(ヒダノ)乃細江(ホソエ)之菅鳥(スガドリ)乃云云上

ゝ弦を陽て張(ハル)とつゞ。沿を射とつゞけ。こゝ沿ゝを

引(ヒク)を四(ハフ)きて比(ヒ)とゝ。ひゝきゝり。さゝ都ひゝ集ゝ

ゝ引抜(ヒキタ)きゝゝ。ゝる引抜を。後ゝ山田の引とゝ。

うゞと〳〵。○檀(マユミノキ)木ゝ弓ゝ家よりゝ〳〵ハ則ゝ

ゝゝを負(オヒ)ゝゝゝゝゝべゝ。さてゝゝのゝの名ニゝゝハ奥ゝ

ゝゝハ。ゝの。ゝゝゝゝの。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ檀ゝ弓ゝとゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

万葉巻十四に、東歌手久佐手等手具佐受家手等斯
知さ今本に利、本布祢乃那良敝氐美禮婆手具佐可知馬利とハ
すべてハちがへるなり
濤をよそにあるものの面びてまろ寝ぬ妻べてて
に寄こもり さて二人の男をかくべくこゝに手
くさ枕に勝つと女のもとにあるべし 知馬利 馬反也 さて二つの
手久佐を宮九に宇奈比壮士智奴壮士てつぬく所の
名もてこゝ所の男をとりあるべし 且手久佐手はをぐさ
受の誤書を甲の字に書誤る
こゝ所の西丁をぐさ受家手ハ次丁に中男とりあるべ
戸令に民の歳十七より廿までを中男とり廿一より
出次丁にもとりあるべ
六十までを正丁とり廿一より六十五までを次丁と
て中男をも訓スハ
もとりとえべし
いに所のその西丁のをぐさ受と次丁のをぐさ
をぐさ受ハ西丁のもとより西丁のもとをハ
うちとりひそ その女をもとくさをハ西丁にハ
ひとりとりてとりあるべ
をぐさ受
万葉巻二に人万呂鹿自物伊波比伏管巻三に四時自
物伊波比弁 神祭の十六自物膝折伏 云こゝ
鹿の膝をおりて伏ゐるを人の伏弁むさ伏ゐるを
犬の方のりに鶏成伊波比廻巻五に伊奴時毋能道尓
布斯豆夜ぬぐりくる類のもとくに伊をひの字ハ

乃ち自物を殺さつ

○巻六ノ。石上乙麻呂土佐ニ、ジ国ノ流サルル肉自物弓笑園而。云。云こゝ猟場

ノ鹿を追つゝ。乃ち神ノ祟て流人を

出さり辛て仆を引く。上ノ如

○武烈紀ノ。大伴金村連兵を率て泉山の路を徼て鮪臣を殺

屍を埋て復怨恨を。影媛が怒て仆ぶ上ノ如り。さて又影媛き

嫡嫡鳴你與志。乃樂能婆婆摩你。汝ハ汝の妻アルベシ

斯々貳暮能。謎逗矩陛御暮黎添儺曾々矩。思寐能

和俱吾鳴。阿婆理逗邦。俾能古。こハ猪の牙ノ如ク漬か

くるを。鮪と称ひて。つゝとりひて。猪ノ

金村連。鮪ノ臣を殺り。猪を水ノ入べくして

谷水ノ如くも物のゝ如かりの如くの。○波婆摩ハ皇

極紀ノ谷を波佐麻と。伊勢物語古事ノ後涼殿の

間ノ如。こゝハ吉良山の谷を云ふ

○謎逗矩陛御暮黎。水漬隠の云を。気を逐

て矩陛と云ふ。矩陛ハ及敵や當麻蹶速の蹶を久倭と

源氏と久信武辞と。蹶ハ蹶く。巻十八ノ海行者美

都久屍。巻廿ノ豆久志奈流。美豆久白玉。云。この

ツクを水ノ如くを引く。

ちぐぐしろ

継體紀ノ。勾大兄皇子ノ矢自矩矢盧。于魔伊祢矢度你。

萬葉巻九ニ。菟原ヒトリガ墓の歌。宍串呂黄泉尓將待跡云

こ乃宍串を倭文マトヒて。盤釧の音のしべ。さて紀ニ

を盤釧美しと。ほむる倭を。慈寝一時ヒとりし

ゆき。万葉ニハ同し釧を。ぬとりもてゆき。黄泉ニいひつ

ぎ。ものとるものゆゑ。ちぐ〻し給ハ。眼巻一佐久々斯侶倭

須受ハ折鈴五十鈴などの体と思ふ。鈴と盤ニハ。

ゆ釧ありて。ゆハうまゝの偽ニて。ハさゝ。ほゆゝ。ゆ

ゆめ人。古事記ニ女鳥皇女の御釧を。大楯連ニ取て

書ニ著しめ。ゆ〻くちもの。ことゆ。ハ釧の。ゆき

ありきこゝろのまし〻。ゆ〻ゆ左の折釧の條ニいへり

釧ニハ鈴と書ゆ。ことゆ。こゝニ合せ。そゝ〻べし。

○仙覺万葉抄ニ。串ニて。ゆ。ゆ。ゆ

萬葉巻七ヨ。搗潮の志長鳥居名野乎来者。

孫の四長鳥居名之湖尓云云。集中ヨ多しいらつ少なの

辛と つゞけて。辛とつゞ雄雌ひきのるをいう柳志

ゞてゝ ハ既神風の條ヨいへるごとく。かの級長津

彦。級長戸邊命ハ大御神の息より成るへハ志

長と息長と同じ。ものや。ハ志長鳥と息長

ヒハ同じ物ゝて息長鳥ハ鸕鷀のなまりいうこと

式寺を沖中川 ゝ。ハ巻二十ヨ爾保杼里能。於吉奈我河波半。多

説、詳なれども、延奴等毎。古支記ヨ美本杼理能。迦豆伎伊岐豆岐。

云云。この息長河と潛息づきをと数へ見ハ志ゝべし。

出雲ハ和名抄ヨ鸕鷀和名尓保 野鳥小而好没水中也

と云りかく水底ヨりて浮出てハ潛の海人のかく

息づく故ヨ。水底の多のおき長川ともいひつ

出ゝ。又水底ヨ入て久しくあることハ息をきるの

ゝ。形ハ

さて巻五ヨ。尓保鳥能布多利那良毗為。巻十八ヨ。

尓保騰里能布多理雙坐。巻三ヨ。水鴨成二人雙

居。

みつゝ。辛とハつゞけ。ゝ。古支記

ヨ。和賀韋泥斯伊毛波和須禮士。辛良登理能。

和賀辛禮伊那婆比氣登理能和賀比気伊那婆

水ハ式類切れハ絶つ者ニ用ゆ。巻十二白玉とも水玉とも出つ。

○巻九ニ。詠上総國求珠名娘子ヲ水長鳥安房ニ継有梓弓末乃珠名者云云。こゝに有よりあく息ものしハ人の長嘆息をつくよハ聲を引て嗚呼とゝ歎きて。あのひと許よつゝもしあるべし。又あるしあるし後の巻ハ二ハ後まで之かりうまれ

巻十四ニ防人ノ歌ニ曰。沖吉尓須毛乎加毋乃毋己呂也左可杼利伊伎豆久伊毛乎於伎弖伎努可毋。この歌沖ニ栖て八尺の長嘆息をつきて遊ぶつゝもとくゝ小鳥を

昇ほどゝもの云て有る。集中ニ百

又西陸べきさま以ての外の者。樹て里の林がどく出くと田舎人ハ屋長きをくりうり。

○又ゆりつゝ欽明紀ニ臘鳥皇女てゆり。和名鈔ニ阿止里ゆりゝ獲子鳥云云。此鳥群飛如列卒満山林故名獲子鳥也

り見を屋長きくりうり。

此二つと合せるとハ志長ハ背長の墨ゑ。その心と飛くりゝゆりゝゆりゝ

る作りゝゆりゝ

ぎやそやそやそ

きゝハちんぎ

今昔物語ニ。

近江の坂田郡ニ息長氏の人あり。

う後ゝ

る尺ゝ

ゝ古へ考べきなり。

不足ハ八尺乃嘆タラスヤサカノナゲキとゝくゝ。長歎息のなりしバ

山のくまくべし。

息長川ハ天武紀ニ近江軍戦息長横河云云諸

陵式ニ息長墓ハ近江國坂田郡ニ有りと云る

ゝ川ハ近江ニ有りゝ。ゝハ近江ニ有りゝ古

歌と、河内まその宮まくらひしらくに、たへさる歌也。
又河内の石川郡の強長も、奥長の里とも作るなり。
おすみがし、ハ、ハ、ハ

鷺坂ハ集中ニ山しろの久世のさゝ坂とよめる久世郡ニあり○白鳥飛羽山松之侍所雲云ハ大和の高市郡ニ在女郎がよめるしバ大和ニあるべし

志ゝとゝ　をゝゝ山

万葉巻十四ニ上野國志良登保布手尓比多夜麻乃云

こゝゝゝゝ　ゝ神ハ詩ニ今事をかぐゝまゝ

志ゝ玉通ハ結とつゞけ

ゝゝゝ山ハ物毛のゝ尓比多夜麻ともうゝ

ゝゝゝハ上野國新田郡の新田山ゝゝ大和の

佐保ゝゝゝ保常陸の絵波を手絵波とよめる

歌乃言おゝゝゝゝゝて手新田ゝゝゝゝゝゝ

志ゝ乃ゝ　人ゝゝゝゝゝバ　志ゝゝびてゝゝバ

秋も朝も偽ニ万葉巻十一ニ秋柏潤和川邊細竹目人不顔面公ゝて高の名ある阿弥ニ云ゝ無勝ゝゝ朝柏潤八河邊小竹之眼笑思而宿者夢ハ古のゝゝゝゝゝゝ

又人の袖とちがひ。○古支記に。訓小竹云志奴とよめり。万葉に思ひを
とよめるかたちなり。佐那美の志奴布と書れ。春はかくの小竹と書れし。
まハちがひのかたち。
ぶとつゞきちがひ。菓子もちがひ。
ぬもれ竹に
なさへて。

ちがひくゆゝし　さ。あぢを
ちがひぶとを
ひくるまをさ

古支記に。こゝちのかつる息つき。志那陋由布。佐
てちがひぶとを結ぶ心
より。ハだの公の中
に。ちがひ。ちひり
結ぶ。後ぶとの
神ぶのちがひぶハ結ぶ
ゆ。後のハちがひ
ぶとゝ。

佐那美遅遠。まくらゆゝ小竹とつゞきて。万葉に草のちがひ
ぶとゝ。ちがひ。ちがひ。ちがひ。
ゆゝ。ちがひ。ちがひ。ちがひ。
ゆゝ。ちがひ。ちがひ。ちがひ。
ゆ

吾念有(ソガモヘル)。巻三ヨ。足日木能(アシビキノ)石根許(イハネコ)其思美(ゴシミ)菅根乎(スガネヲ)。
引者難(ヒカバカタミ)三等(ト)。標耳曾(シメノミゾ)結焉(ユフ)
菅ハ山菅ナリ。ハ石根ナリ。生ルハ根ヨリ出テ。大ク
根多ク延テ。且根ヨリ出タル枝アリ。
ヨリ出タル枝ナリ。
○山菅ハ和名鈔ヨ麥門冬夜麻須介
古今集ヨ。仮名序
ゆめ見ヨ。
古今集ヨ。仮名序
夕べ
入人ハ。

○曾部

古事記ヨ。仁徳の大御歌
蕪巻一ヨ。雄略の大御歌
天尓満倭乎置而巻十三ヨ。空見津倭國云云巻十九
見日本國矣
船而翔行大虚也睨是郷而降之故因目之曰虚

[illegible]

[illegible]

紀[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan